

令和 8 年 2 月 13 日

海賊対策連絡調整室

海賊対処法に基づき行われた護衛活動の実績

平成 21 年 7 月 28 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間に、アデン湾で護衛を受けた船舶（護衛対象船舶）の実績等について取りまとめましたので公表します。

1. 登録事業者・船舶数の状況（令和 8 年 1 月 31 日現在）

（1）登録事業者数【前月比】

950 社【+0】（うち外国船社は 843 社【+0】（58 国））

（2）登録船舶数【前月比】※重複分を除く

7,369 隻【+1】（うち外国船社は 4,542 隻【+0】）

2. 護衛対象船舶の状況

（1）集計期間（累計護衛回数）

平成 21 年 7 月 28 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間（877 回）

（2）累計護衛対象船舶数【前月比】

合計 3,955 隻【+0】（1 回平均 4.5 隻）

<内訳>

日本籍船又は我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 727 隻【+0】

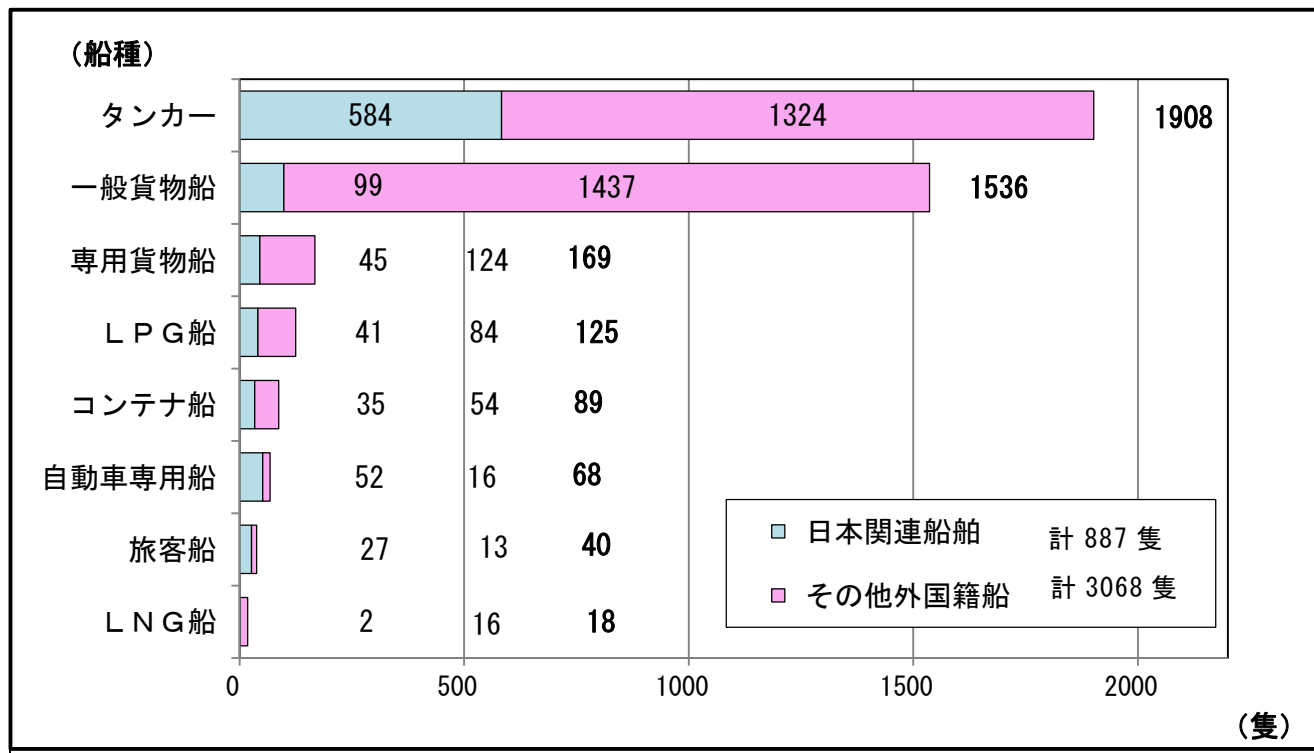
うち ①日本籍船 26 隻【+0】

②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 701 隻【+0】

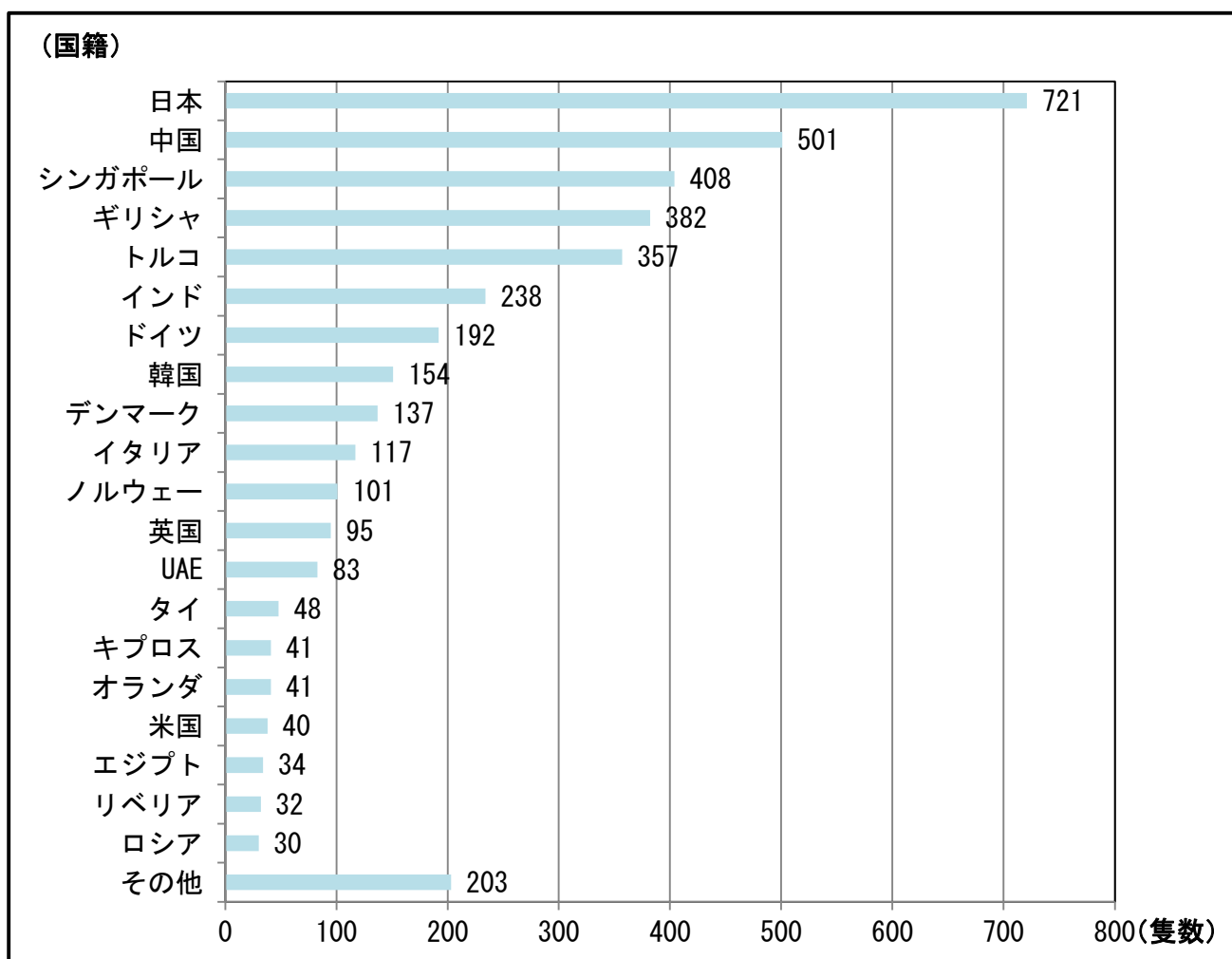
その他外国籍船（外国の運航事業者が運航する船舶） 3,228 隻【+0】

※「その他の外国籍船」には、日本の企業が実質船主、船舶管理会社であるなど、日本に関連のある船舶（日本関連船舶）を含む。

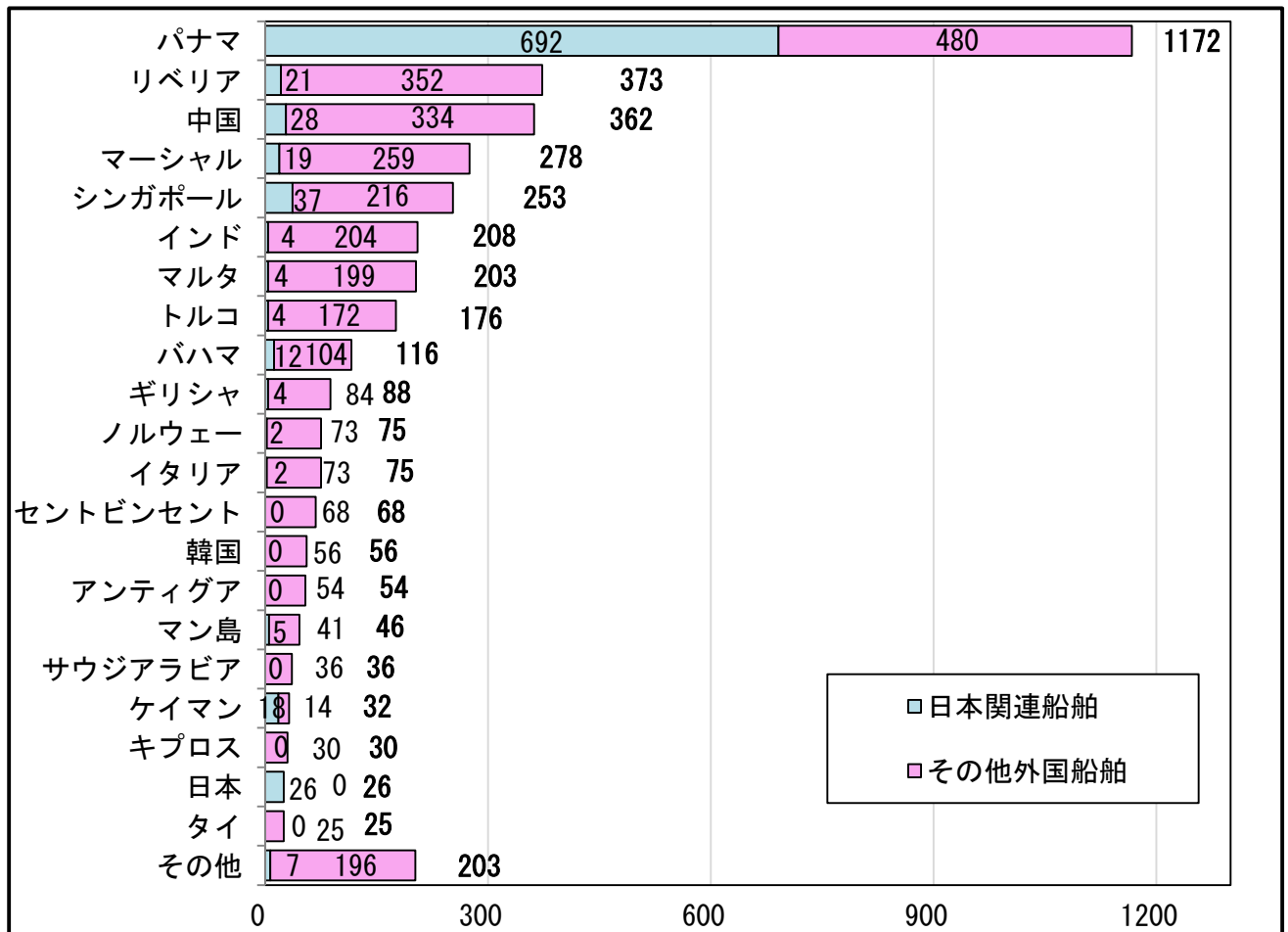
(3) 船舶の種類



(4) 船舶運航会社の国籍別内訳 (上位20国)



(5) 船籍別内訳 (上位 20 国)



(6) 乗組員の国籍別内訳 (上位 20 国)

